

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うX i サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)の申込みをすることができる者は、個人であつて、一般契約申込みのために新たにdアカウント(当社が別に定めるdアカウント規約に規定するものをいいます。以下同じとします。)の発行を受けていると当社が確認した者とします。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(一般契約に係る名義変更)</p> <p>第14条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般契約(当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。)に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になろうとする者が、個人であつて、その名義変更請求のために新たにdアカウントの発行を受けていると当社が確認した者とします。</p> <p>3 一般契約者は、前2項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属X i サービス取扱所に請求していただきます</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 前6項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>第4章～第8章</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第45条 X i サービス、5 Gサービス、F O M Aサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているX i サービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行うX i サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(一般契約に係る名義変更)</p> <p>第14条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。</p> <p>2 一般契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属X i サービス取扱所に請求していただきます</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前5項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>第4章～第8章</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第45条 X i サービス、5 Gサービス、F O M Aサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているX i サービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。</p>

2～5 (略)

6 当社は、前5項の規定によるほか、X i サービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

- (1) 窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービスfor iPhone&iPadご利用規約（以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。）に規定する旧電話機（その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限ります。）であると判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、X i サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- (2) 一般契約（当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）の申込みを当社が承諾した場合であって、その一般契約においてX i サービスを利用するためのものとして当社が別に定める端末設備以外の自営端末設備（移動無線装置にその一般契約に係るドコモU I Mカード等を装着したものに限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置にその一般契約に係るドコモU I Mカード等を装着したものに限ります。）が契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備が接続された契約者回線からの通信の種類をショートメッセージ通信モードに制限する措置

7～9 (略)

(注1)～(注2) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節～第4節 (略)

第10章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 X i 契約（当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びX i ユビキタス契約を除きます。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(2) (略)

2 (略)

第73条～第80条の2 (略)

第14章 その他のサービス

第81条～第85条 (略)

(情報提供サービス)

第86条 当社は、X i 契約者（当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）から請求があったときは、別表2（付加機能等）に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2～3 (略)

第87条～第93条 (略)

料金表 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則（令和6年4月30日経企第427号）  
（実施期日）

2～5 (略)

6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約若しくはケータイ補償サービスfor iPhone&iPadご利用規約（以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。）に規定する旧電話機（その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限ります。）であると判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、X i サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

7～9 (略)

(注1)～(注2) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節～第4節 (略)

第10章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 X i 契約（X i ユビキタス契約を除きます。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(2) (略)

2 (略)

第73条～第80条の2 (略)

第14章 その他のサービス

第81条～第85条 (略)

(情報提供サービス)

第86条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2（付加機能等）に規定する情報提供サービスを提供します。この場合において、情報提供サービスの料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2～3 (略)

第87条～第93条 (略)

料金表 (略)

別表1～別表7 (略)

1 この改正規定は、令和6年5月8日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおり  
とします。

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。））、5Ghomeでんわ、X i、X i コピキタス、F O M A 又は F O M A コピキタス（5Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等を指定していただきます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>当社とX i 契約（当社が提供するちかくを利用するためのものに限り、）を締結している者が、当社が別に定めるちかく対応製品に係る本契約の申込みをするときは、そのX i 契約に係るX i を指定5G回線等に指定していただきます。</u></p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める5G対応ホームルーター、固定電話サービス対応製品及びちかく対応製品は当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>第4条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。））、5Ghomeでんわ、X i、X i コピキタス、F O M A 又は F O M A コピキタス（5Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等を指定していただきます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める5G対応ホームルーター及び固定電話サービス対応製品は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>第4条～第19条 (略)</p>